

平成18年第2回美濃市議会臨時会会議録目次

第 1 号 (5月11日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
市長あいさつ	3
開会・開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議案の上程	4
議案の説明	
報第1号・報第2号・報第4号・議第63号（総務部長 加納和喜君）	4
報第3号（民生部長 渡辺兼雄君）	9
休憩	10
再開	10
質疑	10
委員会付託省略（報第1号から報第4号並びに議第63号）	10
討論	10
議案の採決	11
休憩	11
再開	11
議長の辞職許可について	11
議長の選挙	12
休憩	14
再開	14
副議長の辞職許可について	14
副議長の選挙	15
休憩	16
再開	16
議会運営委員会委員の選任許可について	16
休憩	17
再開	17

議会運営委員会委員の選任	17
休憩	18
再開	18
議案の上程	18
議案の説明	
議第64号（市長 石川道政君）	18
質疑	19
委員会付託省略（議第64号）	19
討論	19
議案の採決	19
農業委員会委員の推薦について	19
閉会の宣告	20
市長あいさつ	20
会議録署名議員	21

議事日程（第1号）

平成18年5月11日（木曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 会期の決定
第3 報第1号 専決処分の承認について
平成17年度美濃市一般会計補正予算（第8号）
第4 報第2号 専決処分の承認について
美濃市税条例及び美濃市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
第5 報第3号 専決処分の承認について
美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
第6 報第4号 専決処分の承認について
美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第7 議第63号 美濃市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
-

本日の会議に付した事件

第1から第7までの各事件

（追加日程）

- 議長の辞職許可について
議長の選挙
副議長の辞職許可について
副議長の選挙
議会運営委員会委員の辞任許可について
議会運営委員会委員の選任
議第64号 監査委員の選任同意について
農業委員会委員の推薦について
-

出席議員（17名）

1番	太田 照彦君	2番	森 福子君
3番	山口 育男君	4番	佐藤 好夫君
5番	武井 牧男君	6番	市原 鶴枝君
7番	古田 勇夫君	8番	古田 信雄君
9番	岩原 輝夫君	10番	平田 雄三君
12番	日比野 豊君	13番	児山 廣茂君
14番	加納 喜代彦君	15番	市原 良英君

16 番 野 倉 和 郎 君
18 番 西 部 和 子 君

17 番 塚 田 歳 春 君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

説明のため出席した者

市長	石川道政君	助役	太田松雄君
教育長	後藤正之君	総務部長	加納和喜君
総務部参事兼			
総合政策課長	平林 泉君	民生部長	渡辺兼雄君
		経済建設部参	
経済建設部長	福井昭次君	事兼産業課長	村井純生君
教育次長兼		美濃病院参事	
教育総務課長	小椋茂樹君	兼事務局長	岩原泰君
総務課長	川野純君	税務課長	古田満君
		生活・自然	
市民課長	河村晃君	環境課長	纈纈恒雄君
観光課長	宮西嘉弘君	基盤整備課長	宮西泰博君
生涯学習課長	佐藤祥一君	秘書課長	梅村健君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	吉田金義	議会事務局
議会事務局		次長
書記	太田博康	古田則行

○議長（平田雄三君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、去る4月1日付及び5月1日付で異動がありました執行部の方々の御紹介を太田助役からお願ひいたします。

○助役（太田松雄君） おはようございます。

自席で失礼をさせていただきます。

それでは、4月1日付及び5月1日付で人事異動を行いましたので、関係部課長の紹介をさせていただきます。

議会事務局長 吉田金義君、経済建設部長 福井昭次君、総務部税務課長 古田 満君、民生部市民課長 河村 晃君、民生部生活・自然環境課長 頴頴恒雄君、経済建設部観光課長 宮西嘉弘君、経済建設部基盤整備課長 宮西泰博君、教育委員会生涯学習課長 佐藤祥一君、以上でございます。今後ともよろしくお願ひを申し上げまして、紹介を終わらせていただきます。

○議長（平田雄三君） どうもありがとうございました。

○議長（平田雄三君） 本日は、平成18年第2回美濃市議会臨時会が招集されましたところ、大変お忙しい中、御参集いただきまして、まことにありがとうございます。どうか慎重に御審議を賜りますとともに、議会運営に御協力くださるようお願ひを申し上げます。

市長あいさつ

○議長（平田雄三君） 開会に先立ちまして、市長のあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

新緑の鮮やかさが一段と増しまして、さわやかな好季節になりました。

本日は、平成18年第2回美濃市議会臨時会をお願いしましたところ、議員各位には公私ともに御多用のところ御出席を賜り、まことにありがとうございます。

平成18年度の施政方針で最重要事業に位置づけておりましたケーブルテレビ整備につきましては、国の補助が内定し、また道の駅「美濃にわか茶屋」につきましては、去る4月26日に運営会社が成立されるなど、おかげをもちまして今年度のスタートを順調に切ることができました。

さて、今年は、金森長近公が当市に城下町を築いてから 400年目になる節目の年であります。また、福井県、岐阜県、三重県及び滋賀県で構成する「日本まんなか共和国」の文化首都が美濃市に決まった年でもあります。5月13日、14日には、金森長近公まちづくり 400年記念事業や、日本まんなか共和国文化首都 美濃 2006 遷都式が開催され、イベントを通して市の活性化と情報発信をしてまいりたいと存じます。議員各位には、より一層の御協力をお願いするものでございます。

さて、本日の臨時会に審議をお願いいたします案件は、専決処分の承認が4件、条例の改

正が1件の合計5件でございます。議案の内容につきましては後ほど詳しく御説明いたしますが、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げ、開会のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひします。

開会・開議の宣告

○議長（平田雄三君） ただいまから平成18年第2回美濃市議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

暑い折ですから、上着は適宜お脱ぎください。

開会 午前10時03分

○議長（平田雄三君） 本日の日程は、配付したとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（平田雄三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 市原鶴枝君、7番 古田勇夫君の両君を指名いたします。

第2 会期の決定

○議長（平田雄三君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平田雄三君） 御異議がないものと認めます。よって、この臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

第3 報第1号から第6 報第4号まで及び第7 議第63号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（平田雄三君） 日程第3、報第1号から日程第6、報第4号までと日程第7、議第63号の5案件について、日程順序の一部を変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に報第1号、報第2号、報第4号、議第63号の4案件について、総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） 皆さん、おはようございます。

それでは、報第1号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

議案集の4ページをお開きください。

専第1号 平成17年度美濃市一般会計補正予算（第8号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付をもちまして専決処分させていただきましたの

で、同条第3項の規定により、御報告申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

この補正は、年度末に当たりまして、財源調整と財政調整基金への積み立て等の補正を行ったものでございます。

第1条は、4,000万円を追加して、予算総額を歳入歳出それぞれ86億8,792万2,000円としたもので、その内容は、5ページからの「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条は、地方債の補正で、「第2表地方債補正」によるものでございます。

7ページをお開きください。

これは、県営道路改良事業負担事業及び道の駅整備事業の限度額をそれぞれ1,530万円及び620万円に減額したものでございます。

それでは、補正の内容について御説明いたしますので、8ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をごらんください。

歳入の1款 市税につきましては、法人市民税を150万円増額し、たばこ税及び都市計画税をそれぞれ50万円、100万円減額したものです。

第2款 地方譲与税は、自動車重量譲与税の確定により448万円を減額したものです。

7款 ゴルフ場利用税交付金263万4,000円、8款 自動車取得税交付金367万5,000円は、それぞれ交付金の確定による減額でございます。

10款 地方交付税8,148万9,000円は、その確定による増額でございます。

18款 繰入金3,000万円の減額は、当初予算で予定しておりました減債基金及び都市計画事業基金の繰り入れを減額したものでございます。

21款 市債は、事業費の確定により70万円を減額したものでございます。

9ページの歳出について御説明申し上げます。

2款 総務費は4,000万円を追加し、補正後の額を12億7,482万円といたしました。これは財政調整基金に4,000万円を積み立てるもので、財源は一般財源でございます。このことによりまして、平成17年度末財政調整基金残高は前年度末対比1億46万円増の14億5,625万円となります。

8款 土木費は、道の駅整備事業、県営道路改良事業負担事業及び下水道特別会計繰出金の財源の組み替えによるもので、市債70万円、都市計画事業基金繰入金1,000万円を減額し、一般財源を1,070万円増額させていただきました。

10ページ以降の説明は省略させていただきまして、以上で報第1号の説明を終わります。

次に、報第2号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

15ページをお開きください。議案説明資料は1ページでございます。

専第2号 美濃市税条例及び美濃市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴いまして、3月31日付をもって専決処分いたしましたので、御報告申し上げ、承認をお願いするものでございます。

今回の改正の主な内容は、三位一体改革による税源移譲に伴う個人市民税所得割の税率の一律6%化及びその負担調整措置、地震保険料控除の新設、定率減税の廃止、平成18年度の固定資産の評価がえに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整措置、たばこ税の税率の引き上げ等の措置を講ずるものでございます。

それでは、改正条文に沿って順次御説明申し上げますが、地方税法及び関係法令等の改正に伴います条文の文言整理及び条項番号の変更等につきましては、説明を省略させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、第1条の市税条例の改正について御説明申し上げますので、議案説明資料の4ページをお開きください。

24条2項は、均等割の非課税の範囲を定める加算額「17万6,000円」を「16万8,000円」とするものです。

6ページ、32条の3は、所得控除であります地震保険料控除が創設されたことに伴い、損害保険料控除額を地震保険料控除額に改めるものでございます。

7ページの33条は、平成19年度以降の所得割の税率を累進税率からフラット化して一律6%とするものでございます。また、山林所得に係る5分5乗方式及び旧33条の2の変動所得または臨時所得がある場合の平均課税方式を廃止するものでございます。

33条の3は、所得税と個人市民税の人的控除額の差に基づく市民税の負担増を調整する減額措置を講ずるための調整控除の規定を設けたものでございます。合計課税所得金額が200万円以下の場合は、人的控除額の差額の合計額と合計課税所得金額のいずれか少ない金額の3%を税額控除し、200万円を超える場合は、人的控除額の差額の合計額から、合計課税所得金額から200万円を控除した金額を控除した金額の3%を税額控除することといたしております。

8ページの33条の5は、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除において、その乗ずる率を5分の3に改めるものでございます。このことによりまして、13ページの附則5条の2の規定を削除いたしております。

次に9ページの、52条の4の分離課税の所得割の税率についても6%としたものでございます。

10ページの94条は、たばこ税の税率を1,000本につき「2,743円」から「3,064円」に引き上げるものでございます。

次に2条は、美濃市税条例の一部を改正する条例、これは昭和38年制定の改正附則でございますが、この条例の一部を改正するものでございます。

10ページの2条の4は、所得割の非課税の範囲を定める場合の加算額を「35万円」から「32万円」に引き下げるものでございます。

13ページの5条の3は、平成20年度から28年度までに限り、住宅借入金等特別税額控除について、その申告書を市長に提出した場合に、所得割の額から控除する規定を新たに設けたものでございます。

14ページの第6条2項は、肉用牛の売却による課税の特例に係る税率を平成19年度から0.9%に改めるものでございます。

16ページの8条の2第5項は、耐震基準適合住宅について固定資産税の減額措置が講じられましたが、その減額対象住宅の納税義務者は、耐震改修完了後3ヵ月以内に申告書を提出することとし、その記載事項及び添付書類について定めております。

17ページの9条の2につきましては、19年度、20年度においても土地の価格の特例を継続するものとしております。

18ページから25ページまでの10条から11条まで及び12条の2から12条の10までの改正は、平成18年度の固定資産税の評価がえに伴う土地に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担についての調整措置を講ずるものでございます。固定資産税及び都市計画税の税額につきましては、前年度の課税標準額に当該年度の評価額の5%を加算した額を課税標準額とし、その課税標準額に対する税額を限度とすることといたしております。ただし、その税額は、住宅用地にあっては評価額の80%、商業地等につきましては60%を課税標準額とした場合を限度とするとともに、評価額の20%を課税標準額とした場合の税額を下限といたしております。また、このことにかかわらず、負担水準が住宅用地にあっては80%以上、商業地等においては60%以上70%以下の土地の税額につきましては前年度の税額とし、さらに商業地等のうち負担水準が70%を超える土地の税額は、評価額の70%を課税標準額とした場合の税額としております。農地に係る税額は、平成15年度から17年度と同様の負担水準区分と負担調整率といたしております。

25ページの13条の3は、特別土地保有税の課税の特例で、課税対象年度等の改正をいたしております。

26ページの14条の2は、たばこ税の税率を当分の間1,000本につき製造たばこを3,298円に、紙巻きたばこを1,564円にするものでございます。

26ページの14条の4から31ページの18条までの土地の譲渡に係る事業所得等、長期譲渡所得、優良住宅地の造成等のための土地等及び居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得、短期譲渡所得、株式等の譲渡所得等に係る課税の特例についての改正は、地方税法の改正によりその税率が改められたことに伴うものでございます。

33ページの18条の3の上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等の課税の特例及び19条の2の先物取引に係る雑所得等の課税の特例についても同様に、地方税法の改正に伴う市民税の税率の変更でございます。

37ページの19条の4は、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律が改正されたことに伴い、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例を定めたものでございます。

40ページの20条を削る規定は、平成18年度をもって、定率減税を初め、個人の市民税の負担軽減に係る特例を廃止するものでございます。

41ページからの別表を削る規定は、所得割税率のフラット化に伴い、退職所得に係る特別

徴収税額表を廃止するものでございます。

58ページの第3条、美濃市税条例の一部を改正する条例の一部改正の19条の4は、改正条例の第2条で19条の4を追加いたしましたが、その追加後におきまして本則の改正を反映させるため、文言と条項番号の整理を行っております。

議案集の33ページでは、附則を定めております。

附則の第1条につきましては、それぞれの改正に係る施行期日を定め、第2条から第6条までは、市民税、固定資産税、都市計画税及びたばこ税に関する経過措置を定めております。第7条は、平成17年美濃市条例第13号の美濃市税条例及び美濃市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の附則第2条第6項中の文言整理でございます。

以上で報第2号の説明を終わらせていただきます。

次に、報第4号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

45ページをお開きいただきたいと思います。議案説明資料は67ページでございます。

専第4号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、3月31日付をもって専決処分いたしましたので、御報告申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

この条例は、非常勤消防団員及び消防作業従事者等の公務による死亡、負傷等の損害補償を的確に行うことの目的として定められておりますが、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する政令が本年3月27日に公布され、4月1日から施行されることとなりましたことから、この条例の一部を改正したものでございます。

今回の改正は、損害補償の補償基礎額及び介護補償額を改めるものでございます。

それでは、条文に従いまして改正内容を説明申し上げます。

議案説明資料の68ページをお開きください。

第5条第2項第2号につきましては、消防作業従事者等の補償基礎額を「9,000円」から「8,800円」に引き下げるもので、同条第3項は、非常勤消防団員及び消防作業従事者等の扶養親族である配偶者に加算する補償基礎額を「450円」から「433円」に引き下げるものでございます。

第9条の2第2項につきましては、介護補償の改正で、その第1号及び第2号は、常時介護を要する場合の他人介護及び家族介護の補償の上限をそれぞれ10万4,590円、5万6,710円に引き下げるものでございます。

第3号及び第4号は、随時介護を要する場合の上限を、他人介護、家族介護それぞれ5万2,300円、2万8,360円に引き下げるものでございます。

別表第1は、消防団員に係る補償基礎額を階級及び勤続年数に応じて定めておりますが、その補償基礎額を、部長、班長、団員10年未満の「9,000円」から団長、副団長10年以上20年未満までの「1万3,340円」をそれぞれ「8,800円」から「1万3,300円」に引き下げるものでございます。

附則の第1項は、施行日を平成18年4月1日とするものでございます。2項では、経過措

置を定めております。

以上で報第4号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第63号 美濃市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

47ページをお開きください。議案説明資料は71ページとなっております。

今回の改正は、消防団員等公務災害補償責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が3月27日に公布され、4月1日から施行されました。これに伴いまして、消防団員の待遇改善を図るため、退職報償金を引き上げるものでございます。

議案説明資料72ページをごらんください。

別表に定められております階級、勤続年数別退職報償金の支給額のうち、分団長、副分団長、部長、班長クラスの10年以上15年未満、15年以上20年未満、20年以上25年未満の区分で、それぞれ2,000円引き上げるものでございます。

附則では、第1項で公布の日を施行日とし、2項では、4月1日以降の退職者への遡及適用の規定、3項では、適用日以降に支給した退職報償金の内払いみなし規定を定めております。

以上で議第63号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひをいたします。

○議長（平田雄三君） 次に報第3号について、民生部長 渡辺兼雄君。

○民生部長（渡辺兼雄君） おはようございます。

それでは、報第3号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番の議案集40ページをお開きください。また、赤スタンプ2番の条例改正の概要の61ページを御参照ください。

地方税法の一部を改正する法律等が平成18年3月31日に公布され、4月1日から施行されました。これに伴い、国保税の賦課事務等に対処する必要がございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、同年3月31日付をもちまして、美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、御報告申し上げ、御承認をお願いするものであります。

改正の主な内容につきましては、平成16年度税制改正における年金課税の見直しにより、公的年金等控除が140万円から120万円に引き下げとなり、所得が20万円増加することとなりました。このため、国保税の負担が増加する被保険者について、急激な負担を緩和し、段階的に本来負担すべき国保税に移行できるよう、18年度及び19年度の2年間の経過措置として、国保税算定に当たっての特別控除の額を定めるものでございます。

それでは、改正の内容につきまして条例改正の概要の新旧対照表にて御説明いたしますので、62ページをお開きください。

なお、今回は附則の改正となっております。

第2項につきましては、地方税法改正に伴う条項番号の整理であります。

次の第3項から第6項は、今回の改正で追加するもので、平成16年度税制改正における年

金課税の見直しにより国保税の負担が増加する被保険者について、急激な負担を緩和し、段階的に本来負担すべき国保税に移行できるよう、18年度及び19年度の2年間の経過措置を講ずるものであります。

第3項と第4項は、低所得世帯の軽減判定の際の特例であり、その特別控除の額を、第3項は平成18年度分を「15万円」を「28万円」に、第4項は平成19年度分を「15万円」を「22万円」と定めるものでございます。

第5項、第6項は、所得割算定の際の特例であり、その特別控除の額は、第5項は平成18年度分を13万円、第6項は平成19年度分を7万円と定めたものであります。

次の第7項から65ページの第14項までにつきましては、長期譲渡所得や株式等に係る譲渡所得等に係る国保税の特例を定めておりますが、地方税法の改正に伴う条項番号の整理でございます。

66ページにまいりまして、第15項と第16項は、租税条約実施特例法の改正に伴い追加する条項で、租税条約適用に係る利子及び配当についての課税の特例を定めるものであります。

議案集に戻りまして43ページの方でございますが、附則第1項ではこの条例の施行期日を、44ページの第2項では適用区分を定めたものでございます。

以上で報第3号の説明を終わりますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（平田雄三君） 以上で5案件の説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時32分

○議長（平田雄三君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平田雄三君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の各案件については、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平田雄三君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の各案件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平田雄三君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

最初に報第1号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、報第1号はこれを承認することに決定いたしました。

次に報第2号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、報第2号はこれを承認することに決定いたしました。

次に報第3号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、報第3号はこれを承認することに決定いたしました。

次に報第4号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、報第4号はこれを承認することに決定いたしました。

次に議第63号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（平田雄三君） 挙手全員であります。よって、議第63号は原案のとおり決定いたしました。

これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

○副議長（市原鶴枝君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の辞職許可について

○副議長（市原鶴枝君） 議長 平田雄三君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、議長の辞職許可についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、本日の日程に議長の辞職許可についてを追加し、直ちに議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、10番 平田雄三君の退席を求めます。

[10番 平田雄三君 退場]

○副議長（市原鶴枝君） 議長の辞職願を事務局長に朗読いたさせます。

○議会事務局長（吉田金義君） 辞職願。私は、このたび一身上の都合により美濃市議会議長の職を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願ひいたします。平成18年5月11日、美濃市議会議長 平田雄三、美濃市議会副議長 市原鶴枝様。

○副議長（市原鶴枝君） お諮りいたします。10番 平田雄三君の議長の辞職を許可することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、10番 平田雄三君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

10番 平田雄三君の除斥を解きます。

[10番 平田雄三君 入場]

○副議長（市原鶴枝君） ここで、10番 平田雄三君から発言を求められておりますので、これを許可します。

10番 平田雄三君。

○10番（平田雄三君） 議長を辞職するに当たりまして、一言皆様方にお礼のごあいさつを申し上げます。

昨年5月の臨時議会におきまして、皆様方の温かい御支援によりまして議長という大役を仰せつかり、早いもので1年が経過をいたしました。その間、皆様方には議会運営に格別な御理解と御協力を賜りまして、大過なくその任務を終わらせていただくことができましたことに対しまして、心より厚く御礼を申し上げます。まことにありがとうございました。議長を辞しましても、この1年間の貴重な経験を生かしまして、美濃市政発展のために一議員としてなお一層の努力をしていく覚悟でございます。どうか今までに変わらぬ御指導、御鞭撻をいただきますよう心からお願いを申し上げまして、辞任のごあいさつとさせていただきます。この1年間、本当にありがとうございました。

議長の選挙

○副議長（市原鶴枝君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○副議長（市原鶴枝君） ただいまの出席議員数は17名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

[投票用紙配付]

○副議長（市原鶴枝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（市原鶴枝君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○副議長（市原鶴枝君） 異状はないものと認めます。

投票方法を御説明いたします。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

○議会事務局長（吉田金義君） 1番 太田照彦君から順次点呼を行ったが、この記載を省略する。

[点呼・投票]

○副議長（市原鶴枝君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（市原鶴枝君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

[投票箱閉鎖]

○副議長（市原鶴枝君） 議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

○副議長（市原鶴枝君） ただいまから開票いたします。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に13番 児山廣茂君、14番 加納喜代彦君の両君を指名いたします。立会人の立ち会いを求めます。

[開 票]

○副議長（市原鶴枝君） 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数17票、これは出席議員と符合いたします。

うち、有効投票15票、無効投票2票。

有効投票中、児山廣茂君13票、西部和子君2票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、児山廣茂君が議長に当選されました。

ただいまの選挙において議長に当選されました児山廣茂君に、会議規則第31条第2項の規定により、議長に当選されたことを告知いたします。

議長 児山廣茂君のあいさつがあります。

○新議長（児山廣茂君） 議長就任に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは議長選挙におきまして、皆様の御支援により、不肖私が議長の職につくことになりました。皆様の御支援に対しまして心から感謝を申し上げます。御推挙いただきました

からには、円滑な議会運営と市政の進展のため全力を傾注し、精いっぱい努力する所存でございます。もとより浅学非才の私ですが、議員各位の皆さん方並びに執行部の皆さんに一層の御支援を賜りますようお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（市原鶴枝君） 以上をもちまして私の任務は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時07分

○議長（児山廣茂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長の辞職許可について

○議長（児山廣茂君） 副議長 市原鶴枝君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、副議長の辞職許可についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、本日の日程に副議長の辞職許可についてを追加し、直ちに議題といたします。

地方自治法第 117条の規定により、6番 市原鶴枝君の退席を求めます。

[6番 市原鶴枝君 退場]

○議長（児山廣茂君） 副議長の辞職願を事務局長に朗読いたさせます。

○議会事務局長（吉田金義君） 辞職願。私は、このたび一身上の都合により美濃市議会副議長の職を辞職したいので、地方自治法第 108条の規定により許可くださるようお願いします。平成18年5月11日、美濃市議会副議長 市原鶴枝、美濃市議會議長 児山廣茂様。

○議長（児山廣茂君） お諮りいたします。6番 市原鶴枝君の副議長の辞職を許可することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、6番 市原鶴枝君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

6番 市原鶴枝君の除斥を解きます。

[6番 市原鶴枝君 入場]

○議長（児山廣茂君） ここで、6番 市原鶴枝君から発言を求められておりますので、これを許可します。

6番 市原鶴枝君。

○6番（市原鶴枝君） 副議長の辞任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

昨年5月の臨時議会におきまして皆様方の御推挙を得まして副議長を1年させていただき

ましたが、この間、微力でございましたが、平田議長の補佐役として大過なくここに1年を過ごさせていただきまして、まことにありがとうございます。これもひとえに皆様方の温かい御支援のたまものと心から感謝をいたします。これからは一議員として市政発展のためになお一層の努力をしてまいる所存でございます。どうか今後とも変わらぬ御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。1年間どうもありがとうございました。

副議長の選挙

○議長（児山廣茂君）　ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児山廣茂君）　御異議がないものと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（児山廣茂君）　ただいまの出席議員数は17名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

[投票用紙配付]

○議長（児山廣茂君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児山廣茂君）　配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○議長（児山廣茂君）　異状はないものと認めます。

投票方法を説明いたします。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

○議会事務局長（吉田金義君）　1番　太田照彦君から順次点呼を行ったが、この記載を省略する。

[点呼・投票]

○議長（児山廣茂君）　投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児山廣茂君）　投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

[投票箱閉鎖]

○議長（児山廣茂君） 議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

○議長（児山廣茂君） ただいまから開票いたします。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に15番 市原良英君、16番 野倉和郎君の両君を指名いたします。立会人の立ち会いを求めます。

[開 票]

○議長（児山廣茂君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数17票、これは出席議員と符合いたします。

うち、有効投票16票、無効投票1票。

有効投票中、佐藤好夫君14票、塚田歳春君2票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、佐藤好夫君が副議長に当選されました。

ただいまの選挙において副議長に当選されました佐藤好夫君に、会議規則第31条第2項の規定により、副議長に当選されたことを告知いたします。

副議長 佐藤好夫君のあいさつがあります。

○新副議長（佐藤好夫君） 副議長の就任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま副議長の選挙におきまして、皆様の御支援により私が副議長に御推挙いただきました。心から感謝を申し上げます。議員経験も浅く、微力ではございますが、議長さんの補佐役として議会の円滑な運営と市政の進展のために一生懸命務めさせていただきます。今後とも格別なる皆様の御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（児山廣茂君） これより暫時休憩いたします。

なお、休憩時間中に全員協議会を開催いたしますので、合同委員会室へ御参集願います。

休憩 午前11時25分

再開 午後1時00分

○議長（児山廣茂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、各常任委員会の正・副委員長が互選されましたので報告いたします。

総務常任委員会は、委員長に武井牧男君、副委員長に森 福子君。民生教育常任委員会は、委員長に山口育男君、副委員長に市原良英君。経済建設常任委員会は、委員長に古田勇夫君、副委員長に塚田歳春君であります。

議会運営委員会委員の辞任許可について

○議長（児山廣茂君） 議会運営委員会委員、13番 児山廣茂、2番 森 福子君、1番 太田照彦君から議会運営委員会委員の辞任願が提出されました。

お諮りいたします。この際、議会運営委員会委員の辞任許可についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、本日の日程に議会運営委員会委員の辞任許可についてを追加し、直ちに議題といたします。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時12分

○議長（児山廣茂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
お諮りいたします。地方自治法第117条の規定により、議事進行のため、13番 児山廣茂を退席させないことを許可することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児山廣茂君） 御異議がないようですので、13番 児山廣茂を退席させないことを許可します。

地方自治法第 117条の規定により、2番 森 福子君、1番 太田照彦君の退席を求めます。

[2番 森 福子君、1番 太田照彦君 退場]

○議長（児山廣茂君） 議会運営委員会委員の辞任願を事務局長に朗読いたさせます。

○議会事務局長（吉田金義君） 辞職願。私は、このたび一身上の都合により議会運営委員を辞任したいので、許可くださるようお願いします。平成18年5月11日、議会運営委員会委員 児山廣茂、美濃市議会議長 児山廣茂様。

辞職願。私は、このたび一身上の都合により議会運営委員会委員を辞任したいので、許可くださるようお願いします。平成18年5月11日、議会運営委員会委員 森 福子、美濃市議会議長 児山廣茂様。

辞職願。私は、このたび一身上の都合により議会運営委員会委員を辞任したいので、許可くださるようお願いします。平成18年5月11日、議会運営委員会委員 太田照彦、美濃市議会議長 児山廣茂様。

○議長（児山廣茂君） お諮りいたします。13番 児山廣茂、2番 森 福子君、1番 太田照彦君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、13番 児山廣茂、2番 森 福子君、1番 太田照彦君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

2番 森 福子君、1番 太田照彦君の除斥を解きます。

[2番 森 福子君、1番 太田照彦君 入場]

議会運営委員会委員の選任

○議長（児山廣茂君） ただいま議会運営委員会委員が欠員となりました。
お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規

定により、12番 日比野 豊君、7番 古田勇夫君、5番 武井牧男君の以上3名を指名いたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました3名の諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより暫時休憩いたします。

なお、休憩時間中に全員協議会を開催いたしますので、合同委員会室へ御参集ください。

休憩 午後1時16分

再開 午後1時37分

○議長（児山廣茂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、議会運営委員会の正・副委員長が互選されておりましたので報告いたします。

議会運営委員会の委員長に岩原輝夫君、副委員長に武井牧男君、以上報告いたします。

[追加議案配付]

○議長（児山廣茂君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしました議第64号と農業委員会委員の推薦についての2案件をこの際本日の日程に追加し、直ちに議題といたします。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、議第64号と農業委員会委員の推薦についての2案件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議第64号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（児山廣茂君） 最初に、議第64号 監査委員の選任同意についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により、10番 平田雄三君の退席を求めます。

[10番 平田雄三君 退場]

○議長（児山廣茂君） 職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 議第64号 監査委員の選任同意について、提案理由を御説明いたします。

議員のうちから選任されております監査委員の日比野 豊さんから辞職願が提出されましたので、地方自治法第198条の規定によりこれを承認いたしました。よって、議員のうちから選任する監査委員が欠員となりましたので、その後任として平田雄三さんが適任だと思いますので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意をお願いしたいと存じます。

平田雄三さんの住所は美濃市生柳1359番地、生年月日は昭和11年9月11日でございます。同意をよろしくお願ひいたします。

○議長（児山廣茂君） 以上で説明は終わりました。

これより議第64号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児山廣茂君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題の案件については、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の案件につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児山廣茂君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

議第64号を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（児山廣茂君） 挙手多数であります。よって、議第64号は原案のとおり同意されました。

10番 平田雄三君の除斥を解きます。

[10番 平田雄三君 入場]

農業委員会委員の推薦について

○議長（児山廣茂君） 次に、農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、議会が推薦する委員として1人を推薦するものであります。その推薦方法は、議長の指名推選によりたいと思います。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、推薦の方法は議長において指名することに決定いたしました。

地方自治法第117条の規定により、1番 太田照彦君の退席を求めます。

[1番 太田照彦君 退場]

○議長（児山廣茂君） お諮りいたします。議会が推薦する農業委員会委員には、1番 太田照彦君を指名することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま指名をいたしました
1番 太田照彦君を農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。
1番 太田照彦君の除斥を解きます。

[1番 太田照彦君 入場]

閉会の宣告

○議長（児山廣茂君） 以上をもって、この臨時会に付議された案件はすべて議了いたしました。よって、本日の会議はこれをもって閉じ、平成18年第2回美濃市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後1時45分

市長あいさつ

○議長（児山廣茂君） 閉会に当たり、市長のあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 平成18年第2回美濃市議会臨時会が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本臨時会に提出いたしました各議案につきましては、慎重に御審議を賜り、いずれも原案のとおり承認及び議決をいただき、まことにありがとうございました。

さて、本日の役員選出につきましては、議長に児山廣茂さん、副議長に佐藤好夫さんが御当選になり、まことにおめでとうございます。また、各正・副常任委員長並びに各議会役員に御就任の皆様に対しまして心からお祝いを申し上げます。おめでとうございました。

また、前議長さんを初め各役員の皆様方には、数多くの課題に取り組まれ、1年間、市政の進展のため格別の御尽力を賜り、まことにありがとうございました。心から感謝申し上げます。ありがとうございました。議会の運営はもちろんのこと、これから市政運営に御指導と御尽力を今後も賜りますようお願い申し上げます。

平成18年度美濃市政は、厳しい中ではありますが、主要事業でございます道の駅、ケーブルテレビ等、順調に推移をしております。今後とも「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」を実現するためには、市民と議会と市が一体となり、協働して進める必要がございますが、特に議会におかれましては、市政に対する格別の御指導を賜りますとともに、議員各位が今後なお一層の御活躍をされ、市政に対する御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

さて、5月のさわやかな気候から初夏への気候に移ってまいりますが、議員各位には御健康に留意され、市政進展のために一層の御活躍を祈念申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（児山廣茂君） 本日は、早朝より長時間にわたり終始御審議を賜りまして、まことにありがとうございました。どうか今後の議会運営におきましても一層の御支援と御協力を賜

りますよう切にお願いを申し上げます。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成18年5月11日

美濃市議会議長 平 田 雄 三

美濃市議会副議長 市 原 鶴 枝

美濃市議会新議長 児 山 廣 茂

署 名 議 員 市 原 鶴 枝

署 名 議 員 古 田 勇 夫